

長野工業高等専門学校高速信号伝送評価センター規則

制 定 令和5年3月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第13条第2項の規定に基づき、本校高速信号伝送評価センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、全国共同利用施設として、本校に配置する設備を活用した高速信号伝送に係る教育研究の実施支援等を行うことにより、本校における教育研究の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 高速信号伝送に係る教育及び研究のためセンターに配置する設備の共同利用、運用及び維持管理に関すること。
- 二 地域社会と連携した高速信号伝送に係る教育及び研究の実施支援に関すること。
- 三 高速信号伝送に係る教育及び研究に係る調査研究に関すること。
- 四 センターの予算に関すること。
- 五 その他センターに関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センター長が必要と認める職員
- 2 センター長は、本校教員の教授又は准教授の中から、校長が指名する。
 - 3 センター長は、校長の命を受け、センターの管理運営に関することを掌理する。
 - 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 第1項第二号に規定する職員は、本校教職員の中から、校長が指名する。
 - 6 センターに副センター長を置くことができる。
 - 7 副センター長は、第1項第二号に規定する職員の中から、センター長が指名する。
 - 8 副センター長は、センター長の命を受け、その業務を補佐する。その他の職員は、第3条に規定する業務に従事する。

9 第1項第二号に規定する職員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第5条 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した職員がその職務を代行する。

(職員以外の者の出席)

第6条 センター長は、必要あると認めたときは、第4条に規定する職員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月16日制定)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。